

弘前ぐらしをご検討の方へ

# 東京圏からの **Uターン** 就職等を応援

移住支援金 最大100万円 十子ども一人につき30万円または100万円

🍏 “関係人口特認要件”で若者のUターンを応援します！

🍏 “子育て世帯加算”で子育て世帯を手厚く支援します！

青森県公式マッチングサイト

弘前市で  
移住/就業  
するなら

「あおもりジョブ」掲載求人以外 への就職、

就農や起業、事業承継等 幅広い業種が対象

関係人口対象要件

次に掲げる事項の**全てに該当**すること。

- ① **移住時**の年齢が**40歳未満**であること。
- ② 過去に弘前市に**1年以上在住していたことがある**こと。
- ③ **ひろさき移住サポートセンター**の相談者の**移住**であることが、当該センターが作成する相談記録から特定できること。

⚠️ センターでは、移住に向けた具体的な相談をお受けする際、円滑な相談対応ができるよう、原則として相談者の氏名、住所、連絡先、年齢等の個人情報とを、相談記録をつけております。

- ・移住パンフレット等の取り寄せや、メール等による問合せのみの場合は、相談記録はつけておりません。
- ・関係人口要件による申請の場合には、相談記録から申請者を特定する必要があることから、制度の活用を検討している方におかれましては、事前に相談窓口までお問い合わせくださるようお願いいたします。

- ④ 住所異動を伴って移住し、**就業、就農、起業または事業承継**すること。

関係人口申請要件

- ① 移住後**1年以内**であること。
- ② 申請時において**就業、就農、起業または事業承継**していること。
- ③ 上記の要件を**満たし令和5年12月28日までに申請**すること。
- ④ 申請日から**5年以上、継続して弘前市に住む意思がある**こと。  
※申請後1年以内に就業先を退職・解雇、離農、廃業等した場合は支援金を全額返還していただきます。

就業の場合	就農の場合	起業の場合	事業承継の場合
次の <b>全てに該当</b> する就業先であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 官公庁等でないこと。</li> <li>● 雇用保険の適用事業主であること。</li> <li>● 風営法に定める風俗営業者でないこと。</li> <li>● 反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。</li> </ul>	次の <b>いずれかに該当</b> すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>認定農業者</b>であること。</li> <li>● <b>認定新規就農者</b>であること。</li> <li>ただし、農業次世代人材投資事業【経営開始型】または経営開始資金を受給していないこと。</li> <li>● <b>農業次世代人材投資事業【準備型】</b>又は<b>就農準備資金</b>を活用していること。</li> <li>● <b>ひろさき農業里親研修</b>を受講していること。</li> </ul>	次の <b>全てに該当</b> すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 弘前市で新たに開業するまたは新たに弘前市へ事業所を移転し、営業を開始すること。</li> <li>● 風営法に定める風俗営業者でないこと。</li> <li>● 反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</li> </ul>	次の <b>全てに該当</b> すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 風営法に定める風俗営業者でないこと。</li> <li>● 反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。</li> </ul>

## 1. 支給金額


世帯での移住:100万円 単身での移住:60万円

☞18歳未満の子どもを帯同して移住した場合は、支給対象者が令和4年4月1日～令和5年3月31日に転入した場合は子ども1人あたり30万円、令和5年4月1日以降に転入した場合は最大100万円を加算します。

## 2. 支給対象者

①対象求人に就業した方	マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された方。
②専門人材に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。
④関係人口に該当する方	弘前市の関係人口要件は表面をご参照ください。
⑤起業した方	あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けた方。

## 3. その他の要件

①移住元	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上(直近の1年間は連続)、東京23区内に在住していた方又は東京圏※1に在住し、東京23区内に通勤していた方。</li></ul> <p>※1 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のこと。ただし、条件不利地域を除く。</p>
②移住先	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年4月1日以降に住居票の異動を伴い弘前市に移住した方。</li><li>・申請時において移住後1年以内の方。</li><li>・申請後5年以上継続して弘前市に居住する意思のある方。</li></ul>
③就業	<ul style="list-style-type: none"><li>・移住支援金申請日から5年以上継続して勤務する意思がある方。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p><b>就業要件(上記2の①・②のみ適用)</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・勤務地が青森県内であること。</li><li>・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。</li><li>・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</li></ul></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p><b>対象求人(上記2の①のみ適用)</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>・マッチングサイト掲載求人のうち、対象マークがあるものが対象。</li></ul><p>※三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人は対象外です。</p></div> <div style="text-align: right;"></div>

## 4 ご相談・お問い合わせ先

弘前市商工部商工労政課雇用支援係

TEL 0172-35-1135 / FAX 0172-35-1105 / E-mail shoukou@city.hirosaki.lg.jp

企画部企画課人口減少対策担当

TEL 0172-40-7121 / FAX 0172-35-7956 / E-mail kikaku@city.hirosaki.lg.jp

ひろさき移住サポートセンター東京事務所

TEL 03-6256-0801 / FAX 03-6256-0802 / E-mail tokyo@city.hirosaki.lg.jp